

# 感染状況・医療提供体制の分析 (5月5日時点)

区分	モニタリング項目 <small>※1～5は7日間移動平均で算出</small>	前回の数値 <small>(4月27日公表時点)</small>	現在の数値 <small>(5月5日公表時点)</small>	前回との比較	(参考) これまでの最大値※6	項目ごとの分析※4
感染状況	①新規陽性者数※5 <small>(5/365以上)</small>	716.4人 <small>(85.1人)</small>	768.1人 <small>(72.7人)</small>	↗	1,815.9人 <small>(2021/1/11)</small>	総括コメント 感染が拡大していると思われる
	②「#7119」(東京消防庁救急相談センター)※3における発熱等相談件数	58.6件	68.1件	↗	117.1件 <small>(2020/4/5)</small>	流行の主体が感染力の強い変異株(N501Y)に急速に置き換わりつつあり、今後の動向を注視する必要がある。 新規陽性者数が継続して増加しており、第3波を超える急激な感染拡大が危惧される。  個別のコメントは別紙参照
	③新規陽性者における接触歴等不明者※5	405.7人	429.0人	→	1,192.4人 <small>(2021/1/11)</small>	
	増加比※2	112.6%	103.7%	→	281.7% <small>(2020/4/9)</small>	
医療提供体制	④検査の陽性率(PCR・抗原) (検体数)	6.1% <small>(8,544人)</small>	9.1% <small>(5,535人)</small>	↗	31.7% <small>(2020/4/11)</small>	総括コメント 通常の医療が大きく制限されていると思われる
	⑤救急医療の東京ルール※3の適用件数	57.7件	56.0件	→	131.7件 <small>(2021/1/15)</small>	重症患者数が増加し、中でも若年層も含めた60代以下の割合が増加傾向にある。 新規陽性者数を減少させ、変異株(N501Y)による重症患者の発生を防ぐ必要がある。  個別のコメントは別紙参照
	⑥入院患者数(病床数)	1,923人 <small>(5,594床)</small>	2,167人 <small>(5,594床)</small>	↗	3,427人 <small>(2021/1/12)</small>	
	⑦重症患者数 <small>人工呼吸器管理(ICMO含む)が必要な患者(病床数)</small>	55人 <small>(373床)</small>	69人 <small>(373床)</small>	↗	160人 <small>(2021/1/20)</small>	

※1 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価

※3 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

※5 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。

※6 前回の数値以前までの最大値

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年5月7日  
東京都

## 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

---

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年5月12日（水曜日）0時から5月31日（月曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

・施設の使用停止の要請（休業の要請）

・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）

・催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請

### ● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

### ● 特に、以下のことについて徹底 (法第45条第1項)

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

## 3. 事業者向けの要請等

### (1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種別 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	映画館、プラネタリウム 等	【1,000㎡超の施設】 休業を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種別 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休業を要請（法第45条第2項） （酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。）</li> <li>●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請（法第45条第2項）</li> </ul>
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul>

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

施設の種別 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	<ul style="list-style-type: none"> <li>●営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請（法第45条第2項）</li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul>
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●酒類及びカラオケ設備の提供停止の要請（法第45条第2項）</li> <li>●営業時間短縮を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項）</li> <li>●以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 規模要件（人数上限・収容率等）に沿った施設使用の要請等を行う施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (人数上限5,000人かつ収容率50%等) (法第24条第9項)</li> <li>●営業時間短縮を要請 (5時から21時まで) 〔イベント開催時以外は、5時から20時まで〕 (法第24条第9項)</li> <li>●入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項)</li> <li>●店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> </ul>
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校（第1号）	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・部活動の自粛 ・オンラインの活用等
保育所等（第2号）	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等（第3号）	大学等	
集会場等（第5号）	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等（第10号）	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設（第11号）	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設（第12号）	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等（第13号）	自動車教習所、学習塾等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿った開催を要請**（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮の要請**（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等の要請**（法第24条第9項）

令和2年9月

## 国立市における新型コロナウイルス感染症に係る情報の公表について（案）

## 1 基本的考え方

国立市を管轄する東京都多摩立川保健所より、新型コロナウイルス感染症に係る情報を提供された際、国立市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等関係法令の趣旨に基づき、発生状況等を速やかに公表する。

## 2 プライバシーの保護

公表に際しては、人権に最大限配慮し、かつプライバシーの保護のため、上記法令の趣旨に基づき、個人情報の保護に留意する。

よって、個人が特定される恐れがあるまたは関係者等の同意が得られない場合などについては、個人情報を公開しないこともある。

## 3 その他

具体的には、上記基本的考え方、プライバシーの保護に沿って、保健所より提供された情報の内容を精査し、個別に判断していく。

また、この公表基準は、必要に応じ、適宜見直しを行う。